

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成26年9月25日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 沼田和利君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 市川圭一君
- 12番 山越守君
- 13番 田中道治君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	八 島 敏 君
経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市民部次長兼 市民活動課長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 道路維持課長	太 田 健 二 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
教育委員会次長	川 井 聡 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯田	晴男君

平成26年第3回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成26年9月25日(木) 午前10時開議

- 日程第 1. 議案第49号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 2. 議案第50号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 3. 議案第51号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 4. 議案第52号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 5. 議案第53号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について
- 日程第 6. 議案第54号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第55号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第56号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第57号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第58号 牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第59号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第60号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第61号 牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第62号 牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について
- 日程第15. 議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第16. 議案第64号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17. 議案第65号 工事請負契約の変更について
- 日程第18. 議案第66号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の

増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

- 日程第19. 認定第 1号 平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20. 議員提出議案第2号 牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第21. 議員提出議案第3号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 日程第22. 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第23. 意見書案第6号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改
定中止を求める意見書の提出について
- 日程第24. 意見書案第7号 消費税の再増税の中止を求める意見書の提出について
- 日程第25. 決議案第3号 庁議の公開等に関する決議について
- 日程第26. 決議案第4号 ひたち野地区の中学校新設を求める決議について
- 日程第27. 請願第 5号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 日程第28. 請願第 6号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に
関する請願
- 日程第29. 請願第 7号 「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と
救済を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第30. 議員提出議案第4号 牛久市役所パワーハラスメント防止条例について
- 日程第31. 決議案第5号 議会事務局の人事に関する決議
- 日程第32. 閉会中の事務調査の件

議事日程（追加）

- 追加日程第1. 意見書案第8号 子宮頸がんワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救
済を求める意見書

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

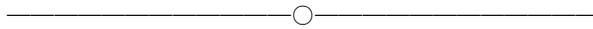
この際、諸般の報告をいたします。

議案第63号に対する修正案の2件が提出されました。

次に、議員提出議案第4号の1件及び決議案第5号の1件が追加されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第49号ないし日程第18、議案第66号の18件、日程第19、認定第1号の1件、日程第20、議員提出議案第2号及び日程第21、議員提出議案第3号の2件、日程第22、意見書案第5号ないし日程第24、意見書案第7号の3件、日程第25、決議案第3号及び日程第26、決議案第4号の2件、日程第27、請願第5号ないし日程第29、請願第7号の3件を一括議題といたします。



議案第49号 牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第50号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について

議案第51号 牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第52号 牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第53号 牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について

議案第54号 牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について

議案第55号 牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第57号 牛久市税条例等の一部を改正する条例について

議案第58号 牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について

議案第59号 牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第60号 牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第61号 牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例について

- 議案第62号 牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について
- 議案第63号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第64号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 工事請負契約の変更について
- 議案第66号 稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 認定第1号 平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 議員提出議案第2号 牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 議員提出議案第3号 牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について
- 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 意見書案第6号 集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書の提出について
- 意見書案第7号 消費税の増税の中止を求める意見書の提出について
- 決議案第3号 庁議の公開等に関する決議について
- 決議案第4号 ひたち野地区の中学校新設を求める決議について
- 請願第5号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願
- 請願第6号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願
- 請願第7号 「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（山越 守君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成26年9月25日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 小松崎 伸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第55号	牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第57号	牛久市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第63号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第66号	稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について	原案可決
議員提出議案第2号	牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議員提出議案第3号	牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について	否 決
意見書案第6号	集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書の提出について	否 決
意見書案第7号	消費税の再増税の中止を求める意見書の提出について	否 決
決議案第3号	庁議の公開等に関する決議について	否 決

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成26年9月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第55号は、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、一般職非常勤職員の職責をより明確にするため、一般

非常勤職員、主任非常勤職員、総括非常勤職員の3つの階層に分け、その職責に見合った報酬額とするため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、任用期間、更新の方法、勤務評定と報酬の上昇について質疑がなされました。市執行部からは、任用期間は1年間で、年度末に勤務評定に基づき任用更新を行い、報酬の上昇は勤務評定に基づき行くと答弁がありました。また、職責を明確にする理由、評定は誰が行うのか、災害の対応について質疑がなされ、市執行部からは一般、主任、総括と3つの階層に分けることにより、それぞれの職務を明確にして、職責に応じた報酬を支払うという改正であり、評定は担当の課長補佐、課長、部長が行う。一般職非常勤職員も災害対応のメンバーに入っており、割り当てられた動員に応じて出勤するとの答弁がありました。

議案第57号は牛久市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、法人市民税の税率の引き下げ、及び引用条項の整理を行うものであります。

審査に当たり委員からは、法人市民税が下がることによる牛久市の税収見込みについての質疑がなされ、市執行部からは影響が出るのは平成27年度からで、平成26年度当初の調定額と比較して4,600万円の減収、平成28年度は8,500万円の減収と見込んでいるとの答弁がありました。

議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）、歳入の主なものとして、総務費国庫補助金は社会保障・税番号制度システム整備費補助金の減額計上、繰越金は前年度繰越金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費の総務管理費は社会保障・税番号制度対応等による障害者福祉等の厚生労働省分のシステム改修委託費の計上、及び財政調整基金への積立金の計上であり、消費費は自主防災組織等に対する発電機等の防災資機材整備費、及びかっぱの里生涯学習センター敷地内に震度計を設置する工事費等の計上であります。

審査に当たり委員からは、過誤納金、震度計について質疑がなされました。市執行部からは、今年度法人市民税で還付した事業費は62社で、還付額が1,700万円、個人市民税については800件、約1,200万円の還付をしている。震度計については今年度設置完了予定で、震度の公表については市役所とかっぱの里生涯学習センターの2カ所となるので、かっぱメールでは2カ所のデータを送信することとなり、テレビ局等の報道はどちらか大きいほうを表示するとの答弁がありました。

議案第66号は、稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてであります。

本件は、平成27年4月1日から阿見町が稲敷地方広域市町村圏事務組合に加入し、これに伴い同組合規約を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、構成市町村に阿見町が加わることによる牛久市のメリットについて質疑がなされ、市執行部からは消防法の改正により目標人口が30万人規模で広域化を進めてきており、広域化することによって行動範囲が広がる、組織の人数、体制も強化されることがメリットとして十分考えられるとの答弁がありました。

議員提出議案第2号は、牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、契約等に関する遵守事項が親子関係のみに限られるものを、「1親等」から「2親等」以内に改め、さらなるクリーンアップを図るため改正を行うものであります。

議員提出議案第3号は、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例についてであります。

本件は、市税の使途の透明性の確保の観点から、市議会の承認を受けずに公共用地の取得が可能であるこの制度は問題であり、条例の廃止を提案するものであります。

委員からは、市政の透明性を欠いているということで、条例の廃止に賛成であるとの意見がありました。

意見書案第6号は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書の提出についてであります。

本件は、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回するとともに、平和国家としての日本の国のあり方を根本から変える集団的自衛権行使のための立法措置を行わないよう強く求めるものであります。

意見書案第7号は、消費税の再増税の中止を求める意見書の提出についてであります。

本件は、国民生活の破壊につながる消費税の10%への再増税を中止するよう強く求めるものであります。

決議案第3号は、庁議の公開等に関する決議についてであります。

本件は、庁議の議事録を原則公開とし、市のホームページに掲載するよう強く求めるものであります。

委員からは、近隣では龍ヶ崎市等で庁議の公開をホームページ等で行っている。牛久では、情報の共有化日本一を掲げており、積極的公開に賛成であるとの意見がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第55号、及び議案第66号はいずれも全会一致により、議案第57号及び議案第63号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議員提出議案第2号は賛成多数により可決すべきものと決し、議員提出議案第3号につきましては賛成少数により否決すべきものと決定しました。

次に、意見書案第6号、意見書案第7号、及び決議案第3号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

平成26年9月25日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会
委員長 市川 圭一

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第49号	牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第50号	牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第51号	牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第56号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第58号	牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第59号	牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第60号	牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第 61 号	牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 62 号	牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第 63 号	平成 26 年度牛久市一般会計補正予算（第 3 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	否 決
議案第 64 号	平成 26 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
意見書案号 第 5 号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
決議案号 第 4 号	ひたち野地区の中学校新設を求める決議について	原案可決
請願第 7 号	「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書」の採択を求める請願	採 択

〔教育民生常任委員長市川圭一君登壇〕

○教育民生常任委員長（市川圭一君） それでは、教育民生常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成 26 年 9 月 1 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 9 月 19 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 49 号は、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正により、児童クラブにおける設備及び運営に関する基準を、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、専用区画の面積、職員の有資格について質疑がなされ、市執行部からは牛久市では施設の面積は厚労省が出したガイドラインに基づいて行っており、学校の余裕教室を使用しての児童クラブも同様の面積になる。職員の有資格については、教員資格、保育士の資格等を持っている方は研修を受講し支援員となり、それ以外の方は補助支援員となるが、2 年以上の経験で県の研修を受けた者は支援員となるとの答弁がありました。

議案第 50 号は、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法の制定により、認定こども園、幼稚園及び保育園を対象とする施設型給付、並びに小規模保育及び家庭的保育等を対象とする地域型保育給付について、そ

それぞれの給付に対する利用定員、及び事業者が給付を受けるための運営基準を、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、保育料を滞納した場合の取り扱い、施設型給付の目的外の使用について、保育料の値上げについて質疑がなされました。

市執行部からは、保育料を滞納した理由によって退園させる、入園を拒否することはできないと厚労省の通達の中にあり、今までと同様の取り扱いとなる。給付を受けて目的外に使用することは児童福祉法の中で社会福祉法人の流用的なものを禁止しており、国から詳しい内容が提示され次第示したい。保育料の値上げについては検討中であり、今のサービスを低下させないこと、新たな負担を保護者に強いることが余らないように調整を進めていくとの答弁がありました。

議案第51号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正に伴い、ゼロ歳児から2歳児までの保育を必要とする乳幼児を対象に実施される家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業の認可をする際の設備及び運営基準について、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、居宅訪問型保育連携施設は具体的にどのようなものか、事業所内保育事業、居宅訪問型保育について質疑がなされました。

市執行部からは、保育連携施設はゼロ歳から2歳までの園児を預かり、3歳児以降になると保育の継続性が失われるということで、連携する認可保育園等を選ぶことになり、連携できない場合は牛久市が調整することになる。牛久市には事業所内保育園が3カ所あり、居宅訪問型保育事業は集団保育が不可能な障害を持った方が主で、それ以外は待機児童を一時的に預かる施設であるとの答弁がありました。

また、委員からは苦情を受け付ける窓口はどこが設置するのかについて質疑がなされ、市執行部からは事業者が窓口を設置し、内容によっては第三者委員会を整備することが児童福祉法にうたわれており、それを準用するとの答弁がありました。

議案第56号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正に伴い、児童クラブ指導員の名称を放課後児童支援員に改めるとともに、児童クラブにおいて放課後児童支援員を補助する放課後児童補助支援員の報酬について定めるものであります。

議案第58号は、牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、母子及び寡婦福祉法について、父子家庭の支援が加わったことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称が改まることに伴い、改正するものであります。

議案第59号は、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、母子及び寡婦福祉法について、父子家庭への支援が加わったことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法と名称が改まることに伴い、改正するものであります。

議案第60号は、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正に伴い、児童クラブ指導員の名称を放課後児童支援員に改めるとともに、児童クラブにおいて放課後児童支援員を補助する放課後児童補助支援員について定めるため、改正するものであります。

議案第61号は、牛久市子ども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、指定管理者制度を導入している牛久市子ども発達支援センターのぞみ園について、事業計画のさらなる充実及び利用者に対するより安定したサービスの提供のため、指定期間を3年から5年に改正するものであります。

審査に当たり委員からは、のぞみ園の指定管理者としての契約状況、職員の体制について質疑がなされ、市執行部からは平成18年に指定管理者としてのぞみ園と3年の委託契約を結びスタートしている。職員の体制については、専門職員として常勤職員が3名、嘱託職員が3名、パート職員が2名、月2回心理士2名、月3回動作訓練士が1名、療育に来ているとの答弁がありました。

議案第62号は、牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例についてであります。

本件は、本条例に規定されていた保育の実施を必要とする事由について、子ども・子育て支援法に規定されたことに伴い、本条例を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、条例を廃止することにより市の責任が後退するのではないかについて質疑がなされ、市執行部からは児童福祉法の中でも保育園だけは今までどおり市の責務が残っており、国の通達を見ても大きく変わらないと判断しているとの答弁がありました。

議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）、歳入の主なものとして、国庫支出金のうち民生費国庫補助金は母子家庭等対策総合支援事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金事業補助金の増額計上、県支出金のうち民生費県補助金は、安心子ども支援事業費補助金の増額計上、繰入金金は介護保険事業特別会計繰入金であります。

歳出の主なものとして、民生費の児童福祉費は、子育て世帯臨時特例給付金及び牛久さくら保育園における地域子育て支援センター建設費補助金の計上であります。教育費の小学校費は、中根小学校の校舎増築工事費等の増額計上、中学校費は牛久南中学校体育館及び武道館大規模改造工事費の増額計上、並びに下根中学校のグラウンド拡張設計費、及び用地購入費等の計上であります。

審査に当たり委員からは、放課後子ども教室の事業内容、対象学年について質疑がなされ、市執行部からは、放課後子ども教室の事業内容は市内小中学校13校全校を対象とする、放課後の自習支援となる。対象学年は小学校が4年生から6年生、中学校が3年生となるとの答弁がありました。

また、委員からは国民体育大会の積立金の目標額、国体開催に向けた準備室の設置の必要性について質疑がなされ、市執行部からは、基金の積立額は昨年度から平成29年度までの5年間で1億円となる。国体開催に向けた準備室の設置予定として、社会体育課内に国体準備室をつくり、来年度からスタートしたいと思っていると答弁がありました。

また、委員からは中学校費の土地取得について、土地開発基金を使わないで補正予算とした理由、教育委員会発行のチラシについて、中学校新設の見通しに対する住民説明について質疑がなされました。市執行部からは、土地の取得については補助の対象とならず、設計後早急に造成に入りたいため、一般会計に計上したものです。チラシについては、平成29年には教室が不足する事実があり、増築はどうしても必要だということをお知らせしたく作成しました。説明会については、できるだけ実施したい方向で考えているとの答弁がありました。

議案第64号、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の歳入の主なものとして、介護保険料は第1号被保険者特別徴収保険料の増額計上、国庫支出金は地域支援事業交付金の国負担分の増額計上、県支出金は地域支援事業交付金の県負担分の増額計上、繰入金是一般会計繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものとしては、総務費は介護認定調査委員の増員等に伴う報酬の増額計上、地域支援事業費は介護保険相談員の増員等に伴う報酬の増額計上、基金積立金は介護給付費準備基金積立金の計上であります。

審査に当たり委員からは、認知症カフェの運営、具体的な実施内容について質疑がなされ、市執行部からは、認知症カフェについては認知症の方本人と家族の会茨城県支部で運営していただき、実施場所は分庁舎1階、社会福祉協議会で使用している会議室を使って運営していただくことになります。参加対象は、認知症の方本人、介護している方、地域の方となる。内容としては、ゲームをしたり絵手紙をつくったり、おやつをつくったり、お茶を飲みながらゆっくりと優しく穏やかに過ごせる場を提供することになっているとの答弁がありました。

意見書案第5号は、教育予算の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要であることから、2015年度政府の予算編成において少人数学級を推進すること、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うことを求めるものであります。

決議案第4号は、ひたち野地区の中学校新設を求める決議についてであります。

本件は、子供たちの教育環境の悪化を防ぎ、新設を切望される多くの住民の方々のため、ひたち野うしく地区への速やかな中学校建設を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、中学校新設には四、五年の期間を要し、平成29年には教室不足が発生する状況の中で下根中学校の増築を進めながら、新設の是非を判断すべきであるとの意見がありました。また委員からは、区画整理区域事業の中に必要な学校の整備が当初計画であり、それに基づいて行うべきである。きちんと住民に説明し、まず方向性を出してもらうことが基本であるとの意見がありました。

請願第7号は、「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書」の採択を求める請願についてであります。

本件は、子宮頸がん予防ワクチンの安全性についての調査・検証と副反応被害者の救済を求める意見書の提出を求めるものであり、請願者を参考人として委員会出席を求め、審査いたしました。

以上、14件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第58号、議案第59号、議案第61号及び議案第64号はいずれも全会一致により、議案第49号ないし議案第51号、議案第56号、議案第60号及び議案第62号は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、議案第63号は、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。また、意見書案第5号は全会一致により可決すべきものと決し、決議案第4号につきましては賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。次に、請願第7号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成26年9月25日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野政子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

以上

事件の番号	件名	議決の結果
議案第52号	牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議案第53号	牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議案第54号	牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第63号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第65号	工事請負契約の変更について	原案可決
請願第5号	政府による緊急の過剰米処理を求める請願	採 択
請願第6号	農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願	採 択

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長（尾野政子君） それでは、産業建設常任委員会委員長審査報告を行います。

平成26年9月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月22日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第52号は、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例についてでありまして、

市が設置及び管理している賃貸自転車駐車場について、指定管理者制度を導入することができるようにするため本条例の全部を改正し、指定管理者の選定手続、業務の範囲、管理の基準等を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、指定管理者制度を導入することによるメリット、及び予測される効果について質疑がなされ、市執行部からは、牛久市の業務のスリム化と職員の適正配置を実現しつつ、民間の創意工夫や経営努力によって収益及び行政のさらなるサービス向上を図ることができる。また、収益の一部を牛久市のにぎわいづくりや活性化などのための原資とすることを応募の要件とし、それらをまちづくりに役立てていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、指定管理者の公募に当たって、公平・公正ということであれば、政治倫理条例に基づいて行われるべきであり、議員等からの応募は条例違反に当たるのではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、今後公募に際して政治倫理条例との関連を検討していきたいと考えているが、議員みずからが条例を遵守すれば応募することはないと考えているとの答弁がありました。

議案第53号は、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例についてでありまして、市が設置及び管理している賃貸駐車場について、指定管理者制度を導入することができるようにするため本条例の全部を改正し、指定管理者の選定手続、業務の範囲、管理の基準等を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、指定管理者へ移管することによる経費の増減について質疑がなされ、市執行部からは、指定管理者からの発案によるさまざまなサービス業務が発生した場合には、その分の経費がふえると想定されるが、現在の試算では従来の経費と指定管理者へ移管後の経費とでは増減はないとの答弁がありました。

また委員からは、昨今月決め駐車場のあいている駐車スペースを一時的に賃貸する業態が見受けられるが、指定管理者へ移管した場合にもこのようなことが可能かとの質疑がなされました。市執行部からは、指定管理者からの発案に基づき、当該条例に定める施設の利用目的に反しないのであれば、協議検討していきたいとの答弁がありました。

議案第54号は、牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例についてでありまして、公共の場所の良好な生活環境を保持するため、市が移動・保管できる対象車両に原動機付自転車を追加するものであります。

審査に当たり委員からは、これまで放置自転車について拾得物という扱いで撤去してきたと認識しているが、当該条例では原動機付自転車の撤去やワイヤー錠等を切断して撤去可能となることについては、関係法令の改正によるものかとの質疑がなされました。これに対して市執

行部からは、関係法令の改正はないが、これまで牛久市で行ってきた撤去手順について条例上に明記していなかったため改正するものであり、ワイヤー錠等を切断することについては駅前に看板等を設置し、市民に周知しながら放置自転車の移動を行ってきており、弁護士に相談したところ特に問題はないという回答を得ているとの答弁がありました。

議案第63号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち衛生費国庫補助金は、市の二酸化炭素削減対策事業計画が国庫補助の対象となったことに伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等の計上であり、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金の増額計上であり、農林水産業費国庫補助金は農地法改正に係る農地台帳システム改修に伴う農地台帳システム整備事業補助金の計上であります。県支出金のうち農林水産業費県補助金は、JA竜ヶ崎市大根部会に対する機器購入補助が県補助金の対象となったことに伴ういばらきの園芸産地改革支援事業補助金の計上であります。

歳出の主なものとして、衛生費の保健衛生費は、バイオマス産業都市を構築するため、二酸化炭素排出抑制対策補助金によるペレットストーブ・まきストーブの購入費、本庁舎等の熱源改修設計委託費、BDF製造施設への防火水槽設置工事費等の計上であり、農林水産業費はJA竜ヶ崎市大根部会に対する機器購入補助金の計上であります。商工費は、牛久市観光協会補助金の増額計上であり、土木費の道路橋梁費は、市内道路補修委託費等の増額計上であり、都市計画費は、公園遊具基本設計費及び市内4公園における計15台の防犯カメラ設置工事費の計上であります。

審査に当たり委員からは、道路の維持補修について、市職員による補修と業者によるもの内容について質疑がなされ、市執行部からは、市職員が行える道路維持補修作業は小さな破損箇所のパッチング、枝払い、草刈り等であり、それ以外については協定を締結している市内業者が班編成し、1週間ごとのサイクルで補修作業を実施しているとの答弁がありました。

また、公園への防犯カメラの設置については、警察から強い要望があった理由について質疑がなされ、市執行部からは、平成21年に設置した防犯カメラは施設の管理を目的としたものであり、警察からの要望を受けて今回設置しようとしている防犯カメラは、犯罪の発生抑止や犯罪捜査を目的とするものであるとの答弁がありました。

その他、委員からはインターネットテレビを実施する事業の内容について質疑がなされ、市執行部からはインターネットテレビのパーソナリティとして活躍している人物が、より多くの情報量を広範囲に伝えることを期待して観光協会の職員として採用するもので、具体的には観光協会関係の情報のほか、市政に関するものを取材をしての情報提供や、観光協会ホームページ作成のサポート等の業務を担当させている。このような新しいメディアを使った観光客の

誘客は大事なことであると考えているとの答弁がありました。

議案第65号は、工事請負契約の変更についてでありまして、下町污水ポンプ場電気・機械設備工事において、既設ポンプ場を貯留槽として残すために必要な電源の引き込み、及び圧送管のルート変更に伴う材料の追加による増額、並びに安全対策である仮囲い等について、土木・建築工事のものを継続使用することによる減額、あわせて工期を28日間延長するものであります。

請願第5号は、政府による緊急の過剰米処理を求める請願であり、主食である米の過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に過剰米処理を行うことを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、過剰米を適正に処理していくことが農家の安定的経営に大きくかかわっており、国に意見書を提出することにより農家の思いを政府に届けることは意義があるとの意見や、米が不足すれば農家に米をつくらせ、余れば米の生産を抑制する国の農業行政は誤りであり、農業は国の基幹産業として育てていくべきとの意見がありました。また、国民の米の消費量が昭和37年度から比べると半減しているのに対し、生産量が変わっていないのは米が余るのは当然のことである。需要と供給が資本主義の原点であり、農家自身にはショック療法が必要だと考えるとの意見もありました。その他、さらなる調査と研究を必要とするため、継続審査を求める意見もありました。

請願第6号は、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願であり、日本農業を守り発展させるために、「骨太方針2014」並びに「新成長戦略」に位置づけた「農業改革」の中止と、農政改革に当たっては農業の担い手の軸を家族経営とし、これを支援する諸制度の充実、農業委員会、農協の役割の強化等、生産の振興と食料自給率の向上に資することを求めるものであります。

審査に当たり委員からは、農業改革を推進するということが妥当なのか、農家の意見も酌むべきであるという一方で、企業の参入という問題点もあることを考えると、一気に農業改革に進めない現状があるとの意見や、食糧を輸入に依存すれば食料輸出国は日本に対して食糧によって圧力をかけることができる。若い人たちが農業をやりたいと思うような農業行政を国がやらないのなら、地方自治体が積極的にやっていくべきだとの意見がありました。また、今後も調査と研究を要し、近隣市町村の動向を注視するため、継続審査を求める意見もありました。

その他、これまで日本は農業改革が最重要課題となっていたにもかかわらず、長年にわたり実質的に無策のまま時を経過させ、改革の名のもとに誰も血を流さない補助金でぬるま湯農政を続ける以外に考えが及んでいない。戦後一度も行われなかった農業改革をここでとめては、国そのものの存続も危ぶまれる。本請願は、これまでの農業政策をそのまま踏襲し、守ってい

くものであるため、反対するとの討論がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第65号はいずれも全会一致により、議案第63号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第5号、請願第6号は賛成少数により、不採択となりました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、柳井決算特別委員長。

平成26年9月25日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 柳 井 哲 也

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
認定第1号	平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認 定

〔決算特別委員長柳井哲也君登壇〕

○決算特別委員長（柳井哲也君） 決算特別委員会委員長審査報告をいたします。

平成26年9月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号、平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について。

以上、1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月4日、12日、16日、17日の4日間にわたり委員会を開催し、12日午前中に牛久めぐみ保育園、牛久さくら保育園及び牛久運動公園野球場の現地視察を行うとともに、12日、16日、17日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、不納欠損額及び収入未済額が前年度比で減少するに至った理由について質疑がなされ、市執行部からは、不納欠損額が減少した主な理由として、平成24年度は茨城租税債権管理機構に移管した高額の案件が執行停止相当で返還され、返還後に牛久市において実態調査、財産調査を実施した結果、法人が倒産して商業登記簿謄本の閉鎖や本人が死亡して相続人がいないなどの理由により納付義務が消滅し、不納欠損額が大きくなったため平成25年度は前年度と比べ減少しているものであり、収入未済額については平成25年度の収入済額が前年度と比べ増加しており、不納欠損額が減少しているが、収入未済額も減少したものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、本来は当初予算に組み込むべき予算について、年度途中での予算流用及び充用が多く見られるが、効率的予算執行がなされているかとの質疑がなされ、市執行部からは、自然災害に対応する経費として必要最低限の当初予算額を計上しているが、当初予算では対応できない部分について予備費を充用して対応している。予算流用については、認められた事業予算の範囲内、一定のルール内での予算のやりくりであり、機動的、効率的予算執行と言えるとの答弁がありました。

その他、ガードパイプ設置工事は歩道の幅員を確保しながら安全対策を図れる工事との認識があるが、市内には向台小学校の通学路以外にも縁石がありながら危険な通学路が多く存在しているため、今後のガードパイプ設置計画について質疑がなされました。市執行部からは、ガードパイプ設置に当たっては学校、PTA、公安委員会、地元の区長と相談しながら、設置箇所を決定している。現在のところ、新たな設置計画はないとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、平成25年度当初予算で下根中学校の校舎を大規模改造し増築する事業に5,000万円の実施設計委託料を計上していたが、決算では基本設計委託料として740万円となっている理由について質疑がなされ、市執行部からは、実施設計だったものを基本設計に変更した理由として、既存校舎の大規模改修工事の難しさや耐震性などの調査が必要となったことに加え、増築とプールの取り壊しなども行うことから、まず全体的な工事計画を策定する必要があるため、実施設計から基本設計に変更しているとの答弁がありました。

さらに、その当時中学校の分離、新設についての検討はされたかとの質疑に対し、市執行部からは、中学校の分離、新設についての検討はなかったとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、成年後見サポートセンターの受任状況、受任体制について質疑がなされ、市執行部からは現在法人後見業務は受任していないが、家庭裁判所において3件ほど受任の可能性が出てきており、市民後見については今後受任していくために養成研修を終了した者に対して5日間の事例検討フォローアップ研修を実施しているとの答弁がありました。

また教育扶助費、出産扶助費、生業扶助費が前年度に比べて減少しているが、平成25年度支出の傾向と特徴についての質疑がなされ、市執行部からは、教育扶助費が減少した原因として、10歳から19歳の生活保護受給者が48名から42名に減少したことによるものと考えられる。生業扶助については、就労するために運転免許証の取得費として、平成24年度に加算したことにより、25年度は減少に転じたものであるとの答弁がありました。

次に、環境部、経済部、建設部等所管について委員からは、回収資源売捌料の内訳、買い取り業者との契約形態について質疑がなされ、市執行部からは、紙類が約1,664万4,000円、金属類が約4,164万9,000円、ガラス類が約3万6,000円、発泡スチロールなどが約100万円、小型家電が約74万9,000円という内訳となり、四半期ごとに単価契約を締結しているとの答弁がありました。

また、市道8号線の今後の整備計画について質疑がなされ、市執行部からは、全延長1,960メートルの整備を予定しており、昨年度末までに1,100メートルの整備が完了している。今年度240メートルについて既に発注しており、残り620メートルについて予定では来年、再来年の2カ年で整備を行う計画であるとの答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、ジェネリック医薬品の普及促進、予防医学などによる医療費削減への方策について質疑がなされ、市執行部からは、ことし4月の診療実績で調剤数量の割合で35.68%と茨城県内9位、調剤費の割合では14.13%と県内8位であり、県内においては高い利用率を示しているが、ジェネリック医薬品のさらなる普及促進を図るため、被保険者が実際に使った調剤費をジェネリック医薬品にした場合にどれくらい安くなるかを知ることができるジェネリック医薬品の差額通知を、今年度中に実施する予定である。予防医学については、多受診医療や重複医療を受けている方への訪問を昨年から実施しているほか、特定健診での生活習慣の見直し指導や、多くの高齢者からなる各団体への出前講座の実施、市内の医師などを招聘して開催している健康講座や広報紙へ保健センター通信を掲載するなど、市民の予防医療に関する啓発を行っているとの答弁がありました。

また、介護保険事業特別会計の保険給付費に約1億7,660万円の不用額が生じた理由について質疑がなされ、市執行部からは、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給

付費など、それぞれ90%を超える執行率となっており、これらの不用額を入所者の給付費で計算すると12名程度の金額であり、予算額に不足が出ないよう予算計上した結果、不用額が生じたとの答弁がありました。

付託されました認定第1号は、審査の結果、内容適切なものと認め、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 決算特別委員会委員長にお尋ねをいたします。

経済部の所管で、ハートフルクーポンについてかなりさまざまな議論が出たということで、委員からの発言内容、そして執行部答弁について具体的に御説明をいただきたいと思います。

○議長（山越 守君） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時03分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

柳井決算特別委員長。

〔決算特別委員長柳井哲也君登壇〕

○決算特別委員長（柳井哲也君） 須藤議員からありましたハートフルクーポン券について答弁いたします。

皆さん御存じのようにハートフルクーポン券、説明として市内に生まれ育った零細事業者ですか、商業者に対して支援するということでスタートしたということがありまして、商工会から主な説明としては、商工会のほうから観光協会がなぜ取り扱うようになったかということについての説明で、特徴的なものなんですけれども、本来は市内の零細商業者に対する支援ということでスタートしたんですけども、商工会のほうではその枠をどんどん広げてしまって、大型店舗特にホームックとかワンダーグー、そういうところまで拡張してしまった。そういうことで、支援の金を出している牛久市のほうとしては「趣旨が違うでしょう」ということで、再度にわたって意見を出したんですけども、それが聞き入れてもらえなかったということで、これでは市としての最初の趣旨が達成されないということで、「それでは、市のほうの観光協会

でやるようにしましょう」ということでやった経過が、もっとわかりやすい上手な説明でしたけれども、ございました。

決算委員会では、そのほかいろいろあったはずなんですけれども、私が委員会で特に印象に残っているのは、以上のことでございます。それ以外の点につきましては、詳細につきましてはどうか会議録を参照していただけたらと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、再度お尋ねをいたします。

会議録を後日確認してほしいということでしたけれども、その会議録が出るのが3カ月ないしは6カ月近く後になってしまうという現状を考えると、今その審議の様子がどうだったのかということで、印象的なものだけ今お伺いいたしました。委員の中からは発行額が今現在6億円に達しているということについて、その点についての質問、また牛久市内の方だけではなく、牛久市以外の方々もこのハートフルクーポンについては購入できるという今の体制についてはいかがなものかというような質問、御意見等は出なかったのか。その点を再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 柳井決算特別委員長。

〔決算特別委員長柳井哲也君登壇〕

○決算特別委員長（柳井哲也君） 不確かな記憶でここで申し上げるわけにはいきませんので、大ざっぱな答弁をさせていただきます。

議員のほうからは、そういう今須藤議員が言ったような質問はございました。執行部の答弁のほうとしては、それに対して何ら問題はないということで答弁をいただいて、それでまとまったように感じております。以上でございます。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は、11時20分といたします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）については、鈴木

かずみ君外2名から修正の動議（第1号）が提出されております。

これより、本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を行います。

提案の理由を述べさせていただきます。

マイナンバー関連と下根中関連の補正を削除する修正動議です。

2016年1月からの本格稼働を狙ったマイナンバーの社会保障部分のシステム改修費が補正予算に計上されています。全ての国民に識別番号、マイナンバーがつけられ、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診、治療、介護、保育サービスの利用などの情報をデータベース化して、管理する仕組みがスタートします。2015年10月から、番号と氏名、生年月日、性別が一体に記載されたカードを全国民に送り、2016年には顔写真やICチップの入った個人番号カードを導入するというのが政府の計画です。

もともと財界が要求したこの制度は、社会保障を自己責任の制度に後退させ、徹底した給付削減を実行し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削っていくことが政府・財界の最大の狙いです。また、農地台帳システム整備については、ゆくゆくマイナンバーと一体化することは十分考えられることであり、請願第6号にある農業改革と一体のものと考えます。

また、ひたち野うしく地域に中学校を新設しないことを前提としたような下根中学校のグラウンド拡張設計費、用地購入費等、学校関連の補正予算に反対する立場で、修正動議を行います。

議会は、住民の声を市政に反映し、要望を実現させるために力を尽くす立場であります。ひたち野地域に中学校新設を早急に検討することが、住民の切なる願いを受けとめることになり、増築の繰り返しを計画するよりも新設の検討を早急に始め、住民に対する説明をするべきであります。経費の面から見ても、妥当な考えであると判断します。

よって、2つの補正額を削除することを提案します。委員各位の御賛同を心よりお願いし、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 静粛に願います。

以上で、16番鈴木かずみ君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）については、黒木のぶ子君外2名から修正の動議（第2号）が提出されております。

これより、本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、提案理由を述べさせていただきます。

この修正案、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）に対し、お手元に配付した修正案のとおり歳入歳出とも2,586万円を減額し、249億7,185万8,000円とするものであります。

具体的には、教育費項3中学校費、目3学校建設費、0105下根中学校のグラウンドを拡張する、11需用費、13委託料、17公有財産購入費の計2,586万円を減額することに伴い、歳入でも減額するものとなっております。

提案の理由といたしましては、この修正はひたち野地区中学校の教育環境を抜本的に改善するため、今議会に1,478名に上る地域の皆様の署名とともに提出されたひたち野地区の中学校の建設を求める請願に応えるための一つであります。

公立の小中学校の規模については、学校教育法施行規則で12学級から18学級を中学校の標準規模として適正配置の指針を打ち出しております。下根中学校は、現在20学級という大規模校と化しており、今後さらに平成34年には31学級以上の過大規模校が予測され、良好な教育環境の確保が困難な状況に陥ると見られております。

こうした事態を避けるため、ひたち野地区の中学校の新設を一刻も早く実現するよう求めるものであります。下根中の増築での対応は必要最小限の増築に抑えるべきと考えながら、6教室の増築だけで約8億円という経費の無駄を省き、国庫補助金を最大限活用して中学校を新設する方向に転換するよう、強く求めるものであります。

小中学校は、健全な都市形成の基盤をなすものです。子育て・教育日本一を名実ともに実現するためにも、ひたち野地区に速やかに中学校を建設し、人が喜んで移り住むまち牛久を住民とともにつくっていききたいと考えます。そのため、今回の下根中学校の拡張に関する予算の修正は再度見直しが必要と考え、取り下げを提案するものであります。

最後に、議員各位の御賛同を切にお願いし、提案理由を説明させていただきます。

○議長（山越 守君） 以上で、9番黒木のぶ子君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 今議会に提出された議員提出議案、意見書案、決議案、請願、そしてただいま上程されました予算の修正案に対しては、いずれも賛成の立場をとりたいと思いますが、提出者あるいは賛同者、紹介議員となっている者を除いて、議員提出議案第2号、意見書案第6号、意見書案第7号、請願第5号、請願第6号の5件について賛成討論を行います。

議員提出議案第2号、牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例についてであります。

これまで牛久市は、契約等に関する遵守事項で対象となる範囲を「1親等」としていましたが、しかしながら条例の趣旨を鑑みれば、より公正で開かれた市政の発展のためにより厳しい措置を講ずる必要があると思われまます。各地の議会でも、今回提案された「2親等」以内とするところが数多くあります。

ちなみに政治倫理条例の遵守事項をめぐっては、元市議会議員が原告となって市に損害賠償を求めた裁判がありました。これは、市議の2親等以内の親族が経営する会社と市が公共工事の契約をすることを制限した、広島県府中市の政治倫理条例が憲法に反するかどうか争われたもので、ことしの5月27日最高裁第3小法廷は「議員の公正さや議員の信頼を保つための正当な規制で、合憲だ」との初判断を示し、審理を広島高裁に差し戻しました。これは、4人の裁判官の全員一致の結論ということでした。もはや、2親等以内とすることは、最高裁の判断を持ち出すまでもなく、世間一般の常識と言えるものではないでしょうか。市民の信頼に応える姿勢を示したいものであります。

次に、意見書案第6号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書の提出についてであります。

日本国憲法の前文は、全世界の人々の平和に生きる権利を実現するための具体的規範たる平和的生存権を定め、憲法第9条は一切の武力による威嚇、武力の行使を放棄し、他国に先駆けて戦力の不保持、交戦権の否認を規定しています。軍事力によらない徹底した恒久平和主義を実現しようとするもので、これらは世界に誇り得る先駆的意義を有するものと言えます。憲法の徹底した恒久平和主義のもとにおける外交、防衛政策は、軍事力によるのではなく、あくまでも平和的方法による国際的な安全保障の実現でなければならないと考えます。

世界各国が相互に密接な経済的依存関係を有する今日、軍事力に頼るのではなく平和的方法による地域的な共通の安全保障を追求することこそ、現実的ではないでしょうか。その世界に範たる憲法の基本原理にかかわる変更を、国民の意思を直接問う手続を経ることもなく、内閣の判断で行うことは、仮に集団的自衛権の行使に限定を付して認めるものだとしても、立憲主

義の否定につながるもので、到底容認することはできません。

アジア太平洋地域の情勢を中心に報道を行っている雑誌の7月10日号の記事に、「安倍政権の集団的自衛権行使容認に関する10のうそ」と題する記事が掲載されています。それによると、1つ、自衛隊の役割と任務が根本的に変化する。2、自衛隊が海外での戦争に参戦することになる。3、朝鮮半島の緊急事態に自衛隊が派遣される。4、安倍首相は日本の平和憲法を骨抜きにしようとしている。5、閣議決定のプロセスが透明性に欠け、非民主的。6、閣議決定は憲法改正と憲法9条排除へとつながる。7、日本の再軍備化が始まる。8、閣議決定は地域を不安定化させ、地域の平和を危くする。9、世論は圧倒的に反対している。10、アジアは集団的自衛権行使容認に反対している。以上の項目を指摘しています。

このように、海外からも懸念の声が上がっている解釈改憲による閣議決定と、今回整備される関連法の改定は、中止を求めるべきと考えております。

次に、意見書案第7号、消費税の再増税の中止を求める意見書の提出について。

消費税を10%に引き上げるか否か、政府は経済状況を見きわめた上で年内に結論を出すとしています。公明党も、予定どおり平成27年10月に実施することが望ましいとの考えを示し、「引き上げなければ社会保障の将来に黄色信号がともり、アベノミクスがうまくいかなかったから引き上げないという判断を示したとの烙印を押される」と述べています。

アベノミクスの柱である日銀の金融緩和と国土強靱化は、政府の資金を民間に移すデフレ対策です。この結果、株価も賃金も上昇を始め、2020年の東京五輪招致も決まって、明るい雰囲気になりました。その一方で、8%から10%への消費税増税は、民間の資金を政府へ移すインフレ対策です。これでは、アクセルをふかしながらブレーキを踏むということになります。そもそも消費増税が財政健全化につながるという前提から、検証すべきではないかと思えます。

元財務省の高橋洋一さんは、健全化にはつながらないという話をされています。消費増税をすると、確実にGDPは下がります。実質賃金も下がります。名目GDPと法人所得税収はほぼ連動するので、法人所得税収は確実に落ちることになるそうです。こうした状況では、消費税増税をしても財政健全化につながらない可能性は否めないのではないのでしょうか。この時期の消費税増税はデフレに引き戻す可能性が高いと思われることから、完全にデフレを脱却するまで増税すべきではないと考えます。

最後に、請願第5号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願と、請願第6号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願について。

就農者の高齢化と後継者の減少、国際競争力の欠如など、さまざまな問題を抱える日本の農業。長年の自民党による農業政策は、失敗だったと言わざるを得ない状況に陥っています。安

倍内閣は、輸入米をふやすTPP（環太平洋連携協定）を前提に、国の需給調整責任を放棄し、農家に自己責任を迫っています。2018年産から、国による米の生産調整を廃止することになっており、生産調整を達成した農家への交付金もことしから半減です。米の消費減や豊作の中で、過剰在庫が生まれやすくなっています。主食である米の自給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割です。供給過剰が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することは当然と考えます。

また、政府は規制改革会議・農業ワーキンググループが示した農業改革を提案していますが、その内容は中央会制度や総合事業の廃止といったJAグループの事実上の解体、企業の農地取得などにつながる内容を含み、生産現場からは「むしろ地域農業や地域社会の維持発展を阻害する」との懸念の声が上がっています。大詰めを迎えたTPP交渉が締結された際に、農業の国際競争力を高めておかないと、海外からの割安な農産物に押されて、国内農業が打撃を受けるおそれがあるからです。このため、大規模な農家をふやして日本の農業の競争力を強化するには、農業組織の抜本改革が欠かせないと判断したようです。競争力ある経営の育成を協調すべく、家族農業を中心にしてきた戦後農政を覆し、営利企業が参入しやすく変えようとするものです。これでは、農業の危機はますます広がり、国民の食糧供給も危うくなるばかりです。

世界は今、食料はいつでも輸入できる状況ではありません。日本農業を再生し、食料自給率を向上させることは、待ったなしです。国連も、2014年を「世界家族農業年」に指定し、大規模な企業的農業が環境を破壊し、飢餓を広げていると批判、中小農家の役割を重視するよう訴えています。安全な食糧供給体制の確立を願い、日本の農業を守る法整備を願う多くの国民の期待に沿うべく、政府は努力すべきと考えます。

以上、5件について賛成の意見を述べさせていただきました。議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第49号ないし51号、56号、57号、60号、62号についての反対討論を行います。

まず初めに、議案第49号、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定です。

市には、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例が既にあり、事業の基準だけを条例にして加えるのは体系上問題があると考えます。新たな事業所が児童クラブ運営に参入した場合、設備及び運営基準を定めるもので、条例案では設備の基準について、児童の生活の場となる専用区域の面積は児童1人につき1.65平方メートルとなっており、これは保育

所の乳児の基準であり、少なくとも1人当たり1.98平方メートル以上にすべきです。

職員について、子供40人まで支援員は2人以上としていますが、20人までは3人、21人から30人までは4人以上の支援員を配置すべきです。しかも、支援員は有資格者とするところです。開所日数について、1年につき250日となっておりますが、市では土曜日も実施をしており、実態は280日とのことで、実態に合った開所日数に改めるべきです。

また、国が行っている現在の放課後児童対策には、共働きやひとり親の子供の生活の場として、専任指導員が保有する放課後児童クラブ、それと全児童を対象として空き教室を利用した地域住民が講座を開いたり遊んだりする放課後子ども教室があります。しかし、それぞれ果たしている役割や内容も異なっています。このような中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体型にするということに、問題が出ています。

全国学童保育連絡協議会は、「場所も職員も子供たちも一体化するのであれば、学童保育の役割は果たせない」として、改善を求めました。その結果、学童保育について生活の場としての機能を十分に担保することが重要で、基準に基づいて実施していくことになりました。国の基準では、保育の場所について専用区域としていますが、「ただし保育に支障がない場合は、この限りではない」、ただし書きを述べています。このただし書きがありまして、子ども教室との一体化が可能になっております。本条例も同様になっており、国基準の条例制定は低い基準に合わせることになり、問題と考えます。

議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定です。

国が示す子ども・子育て支援法の従うべき基準、参酌基準に基づいて、特定教育・保育施設の確認をするための運営基準を定めるものですが、この条例案は根本的問題を抱えております。保護者は、市が確認した特定教育・保育施設、または地域型保育事業と契約することにより、保育を受けることとなります。ところが、保護者が希望しても特定教育・保育施設が同意しない場合は不成立となり、施設を利用できない場合や、希望する保育条件より質の低下した施設への入所を選択せざるを得ない事態になることが考えられます。

子ども・子育て支援法は、特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申し込みを受けたときは、牛久市の条例案第6条では「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と、保育の応諾義務がうたわれております。しかし、定員超過で申し込みがあった場合は公正な選考をしなければなりません。しかし、正当な理由について、子ども・子育て会議の対応方針で、特別な支援が必要な子供の状況と、施設事業者の受け入れ状況と、施設事業者受け入れや能力と体制が難しい場合や、保育料の滞納、保護者とのトラブルなどが挙げられています。

障害児については、加配や施設整備の状況を正当な理由とされたり、保育料の滞納が予想さ

れたり、滞納実績がある保護者の場合も正当な理由となり応諾義務が除外されます。さらに、保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば契約を結ばなくてもよいとされています。つまり、子ども・子育て支援法が施設事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮するかは大きな疑問で、契約による利用は自己責任となり、保育難民が生まれる可能性が出てきます。

また、認定こども園や家庭的保育事業等の給付金については施設型給付であり、使途制限がないため、人件費を抑制して利潤を生み出し、それをほかの事業に使用することも可能となります。そのため、幼児保育の質の向上につながる制度とは言えません。

OECD保育白書は、保護者への直接的な補助金給付は子供への最適な保育の提供にはならないこと、職員の研修の改善や給与の改善に貢献せず、保育の質の向上にもつながらず、見た目だけのサービスなどが広がる、このように指摘をしております。さらに、認定こども園、家庭的保育事業所等にとっては、運営の財政基盤である施設型給付費、地域型給付費に保育料を加えて運営財源とするため、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。この保育料の滞納について、直接契約の認定こども園などの保育料を市町村が徴収できるという法的根拠について、書類では保育料の支払いに応じない保護者等については法律上市町村がかわって納付請求できるという、代行徴収の仕組みがあるということだけです。したがって、保育料の滞納は当該施設、認定こども園の運営費に穴をあけることになり、園にとっては安定的運営ができなくなる、このような危惧を払拭できないこととなります。

新制度は、介護保険制度をモデルとしており、最大の特徴はこれまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を起点にする現金給付の仕組みへの変更です。したがって、市町村は保育の契約の介入することはできないため、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることになる危険性があります。児童福祉法第24条1項市町村の保育実施責任を遵守すべきです。

議案第51号は、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定です。

この条例案は、子ども・子育て支援新制度の導入に伴い、新たに導入される小規模保育、事業所内保育などの家庭的保育の各事業の認可基準を定めるものです。小規模保育所、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、これらの事業は待機児解消を目的として設置をされます。今回示された認可基準は、無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるなど一定の評価はできますが、それでもなお現行の保育所基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されます。

家庭的保育では、職員は小規模保育事業のA型以外は保育者要件として保育士資格を必要と

せず、市町村が行う研修修了者で当たれる内容を含んでおります。市町村が行う研修を受けた者であれば、国家資格の保育資格者でなくてもよいとなっています。各事業の保育者は、全て保育士資格とするべきです。市の資格基準は国が示した内容を踏襲し、児童福祉法1条2項には「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたわれており、本法に抵触するような政策が進められております。保育士資格者は3分の1でよいとされている認可外保育所での子供の死亡事故率は、圧倒的に高くなっています。2013年1年間における死亡事故件数は、認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっております。これは、厚生労働省の発表です。入所児童数から換算をすると、認可外は認可の実に4.5倍になります。認可保育所と比較すると、無資格者の多い認可外保育施設の死亡事故の件数は多く、リスクの高い無資格者の保育は避けるべきです。

また、給食に関しては自園調理方式を基本としていますが、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育は連携施設からの搬入も認められています。衛生面やアレルギー時の対応、子供の体調に応じたきめ細やかな食事の提供のため、給食は自園調理を必須とし、調理員や調理室を設置すべきです。また、ゼロ歳から2歳児の保育室面積基準は国の基準を上回っており評価はできませんが、いまだ日本の保育面積基準は諸外国と比較しても子供たちの発達保障観点からもさらなる拡充が必要です。

保育従事者について、家庭的保育事業の5人以下の施設では、保育者とともに複数で保育に当たるよう補助者を明記したことは評価できますが、市で行う研修を修了した保育士または保育士と同等の知識及び経験と市長が認める者と条例にあり、簡単な研修で保育ができるということになれば、2年間の学校教育を経て国家資格を取得した保育士を排除することにつながります。結果的には、国家資格を持つ保育士がますます不足する事態に陥ることになり、質の高い保育が望めなくなってしまいます。定員規模が小さいことを理由に、保育園等に比べて保育者の資格要件の緩和など国基準に盛り込まれ、それがそのまま本条例になっています。その結果、施設・事業によって保育に格差が持ち込まれることになってしまいます。

よって、子ども・子育て関連の議案第49号から51号、56、60、62号について、保育の質を低下させる条例案に反対をするものです。

議案第57号は市税条例等の一部改正で、法人税割の税率を引き下げる条例改正です。庶民には、消費税増税初め保険料負担が課せられる中、法人税率だけを引き下げる不公平な改正に反対をいたします。

以上、議案第49号ないし51号、56、57、60、62号の反対討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 議員提案第3号、及び決議案第4号に対する賛成討論を行います。

まず、議員提案第3号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例に対する賛成討論。

この条例案のポイントは、市民の貴重な税金の用途をいかに確保するのかということであるが、土地開発基金を用いて購入された土地は一般会計等で買い戻しが行われるまでは表面にあらわれないことから、通常どこのどのような土地が購入されているのかは全く不透明であり、このままでは議会や納税者である市民は、公共用地の購入にかかわる税金の用途について蚊帳の外に置かれていると断言できる。

一方、バブル経済の崩壊後景気低迷が続き、土地開発公社が廃止された今日、行政主体がまるで不動産業者のごとく土地に重点を置く政策を推進することはもはや時代錯誤であり、このような政策を実施している自治体は本市以外には見当たらない。したがって、土地開発基金廃止条例案はまさに時宜を得た至極妥当なものである。採択されてしかるべきであると判断する。

次に、決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議に対する賛成討論。

まず、本決議案はひたち野地区における学校建設にかかわる都市計画に言及しているが、かつて本市役所内には北部ニュータウン建設事務所という名称の担当部署があり、所長も本市の職員であったことから、本市は紛れもなくその都市計画決定にかかわっており、学校建設にかかわる都市計画決定に本市はかかわりがないという6月定例議会における市長の発言は、全くの論外であると言える。加えて、人口が急増しているひたち野地区からの市税収入は、本市全体の市税収入のおよそ5分の1に相当する金額であり、それを踏まえれば既存の中学校の増築にこだわるのではなく、中学校の新設という具体的な形を示すことにより、同地区の住民に率先して税金を還元することは至極当然である。

したがって、本決議案は正論であり、採択されてしかるべきであると判断する。

以上であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 2013年度決算認定に対する反対討論。

決算審査に当たっては、使ってしまったものという考え方もありますが、どう使ったのか、税金の使い方に問題はなかったのか、問題があるとすれば、次年度にどう生かしていくのかという視点で多くの質問をし、慎重な審議を重ねました。2013年度決算は、一般会計歳入総額約277億円、歳出総額約259億円、形式収支約17億円、翌年度へ繰り越すべき財源として約8億円、実質収支約9億円、単年度収支約1億円であります。決算カードから見える財政力指数は0.88、経常収支比率は91.3%、臨時財政対策債を除けば100.6%とい

う状況です。

歳入については、総額に占める割合は42.2%が市税収入であり、前年比でほぼ横ばい、固定資産税、たばこ税などが若干の伸びを示しています。

国保税の徴収率は67.5%ですが、国保税の加入者の所得階層は所得ゼロ、これは年金120万円以下です。所得ゼロが36.33%、100万円が22.9%、200万円以下が21.84%、このような所得階層が最も多く、滞納者は200万円以下の396世帯が該当していることがわかりました。滞納者の生活実態をきちんと把握し、必要な生活の立て直しができるよう早急に生活支援体制の構築が望まれます。

歳出における扶助費の増額が3億6,000万円となっていますが、生活保護費等の増額ではなく、民間保育園の建設費が引き当てられ、増額となっています。また、投資的経費は国の経済対策事業として約15億9,000万円が計上され、約5億4,000万円の増となっています。

商工観光でのハートフルクーポン券の販売額6億円については、販売額に相当する効果が目的である商工業の発展に寄与できているのかどうか、質問が相次ぎました。先ほどの委員長の報告では一切ありませんでしたけれども、この部分非常に大きく質問が相次いだわけでありませぬ。このハートフルクーポン券事業によって、廃業や倒産等が防げるものではなく、一部の事業者のためにだけ大きな効果があるという仕組みになっているのではないかとする疑問は明らかにされず、委員からも多くの指摘があったところです。

また、友好都市を締結する項目での市長と5人のイタリア訪問経費151万4,000円は、当初予算にはなく、補正予算にもなく、予備費より充用しています。こうした予備費の運用、補正の使い方には疑問を感じるものです。補正については、補助金を使い事業の進展が図られるという側面を強調されていますが、それだけではないよくわからない補正の使い方も多々見られます。また、今回予備費の流用が非常に多く見られます。

さらに、特命による重要事項を調査研究するという項目では、プロジェクトチームをつくって政策情報誌「牛久ニュース」9種類などが発行され、市民への全戸配布が行われました。「広報うしく」の定期発行以外のことであり、一方的な情報提供に「一体何のためなのか」と市民から疑問視されているところです。土地開発基金を使って土地購入を先行する市政運営は相変わらずであり、本当に必要な施策は何かを見失うおそれがあるのではないかと指摘しているところです。

子育て日本一に教育を加え、子育て・教育日本一をうたう牛久市であれば、ひたち野うしく地域に呼び込んだ若い世代に対する施策、中学校の建設、子育て広場の設置など、喫緊の課題でありながら引き続きいまだ方向性も定まらない状況であります。社会福祉協議会への福祉関

係の比重は高まり、公立保育園を廃止し民間保育園として社協に移行を続けていますが、国の子ども・子育て支援新制度と相まって、保育の公的責任を放棄するものと言わざるを得ません。

住民要求が前進した面もこの決算の中には見られます。全てに反対するものではありませんが、問題点多々あることから、2013年度決算認定第1号に反対をするものです。

また、今回の補正予算について。議案63号、平成26年度牛久市補正予算（第3号）、2つの修正動議を除いた原案についての反対討論といたします。

今回の補正予算については、マイナンバーや中学校関連のほかにも商工観光費の補助金という名目で292万円が計上されております。これは、1名の非常勤職員の雇用であり、インターネットテレビ、ちゃんみよテレビの関連であります。市長の広報ではないかと言われている紙媒体の「牛久ニュース」の頻繁な発行・配布に続き、今後インターネットテレビを使っの市長広報に窓口を開くことになるのではないのでしょうか。さらに、1級建築士の採用など2名の途中採用、このようなことも繰り返されており、突然の中途採用は計画性もなく不明確であります。

補正に全部反対ということではありませんが、理解できないものが多いことから、反対をするものです。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議案について、賛成討論を行います。

さまざまな議員からも、この新設を求める意見というものが出されているわけですが、私は特に執行部から主張されているひたち野地区の中学校新設は5年後に検討すればよいという問題について、取り上げたいというふうに思います。

第1番目に、新設を5年後にしなければいけないという理由として、「まだ早過ぎる」ということを言っているわけですが、早過ぎるということは全くないということでもあります。それは、ひたち野うしく小学校を新設した際に、実際には当時その新設を決断したときの中根小学校の生徒数と今の下根中学校の生徒数が、全く同規模であるということでもあります。そして、これから急速にふえ続けるであろうということが予想されるということも、全く同じであるということでもあります。同じ条件でありながら、ひたち野うしく小学校ではやりながら、下根中学校では分離・新設が早過ぎるというふうな言い方というのは、全く理に合わないものであります。現在は、早過ぎるということではなく、このまま放置すれば遅過ぎてしまう。一刻も早く新設を決断すべきであるということではないかと考えるものであります。

次に、5年後の検討という主張は、財政的に見ても最悪の最もコストのかかる選択となって

しまうということであります。建設費については、既に教育委員会が発行するチラシなどで50億円以上かかるなどという誇大広告がされているわけでありますが、私は一般質問の中でも取り上げましたように、実際にはプール建設費あるいは土地購入費などが、調整されることができることは間違いありません。それらを除いた金額というのは、50億円以上というものではとんでもない、32億円以下になる、そういった数字でございます。この数字に基づいて考えていくなれば、もし5年後に建設を行うということを決めてしまえば、一番建設コストがかかります。つまり、5年後に仮に決定をしたとしても、四、五年建設期間がかかるというふうに執行部は主張しているわけですから、実際には10年後、完成の時期は10年以上先になるということになってしまいます。そうすると、その間に増築というものはどうしても避けられません。約20億円、2回で20億円というふうに説明があったかというふうに思いますけれども、2回の増設を踏まえ、そして新設を行うということは最もコストのかかってしまう最悪の選択であるということであります。

実際には、そういうことではなく、ひたち野うしく小学校のときと同じように、今すぐ新設を決めて、教室のやりくりなども含めながら新設までの必要最小限の増築にとどめる、これが最も合理的な考え方ではないかというふうに思います。

3つ目に、5年後に検討ということは、実質的には新設校の開設がピーク時に近い時期になってしまいます。皆さんもごらんになったかと思いますが、教育委員会のチラシの中に「新設のためには3条件が必要だ」ということが書かれています。これ自体問題なんです、その中の一つに新設後も長期の生徒数の増加が見込めること、このように書かれています。これが正しいのかどうか、その問題が一つあります。しかし、要するに教育委員会の主張というものは、5年後の検討と言いながら、実際には初めから新設のつもりはない。問題を先送りし、新設をその時点で否定をする、ある意味ごまかしの論法ではないかというふうに考えられるわけでございます。

ひたち野地区の中学校の新設は緊急の課題であり、5年後ではなく一刻も早く新設を決断すべきであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。11番市川圭一君。

〔11番市川圭一君登壇〕

○11番（市川圭一君） 議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議、修正案第1号、第2号に対する反対討論を行います。

この修正案では、下根中学校の増築工事に伴い支障となる運動施設の移設のために必要となる用地の取得費や、実設計費等が削除されております。下根中学校においては、早ければ2年後に教室不足となることと予測されており、ひたち野地区の中学校新設を求める決議案の提出

者及び賛成議員においても、教室不足の顕在化について認識していることが決議案文にも示されております。

本定例会の一般質問に対する執行部答弁では、学校新設には4年から5年の時間が必要との答弁があり、私としましても新設決定から開校までにはこのくらいの時間は必要であるだろうと考えているところでございます。仮に今の段階で新設することが決定し、開校準備を始めたとして、学校が開校されるのは平成30年度か31年度になり、執行部予測に基づけば平成29年度から平成31年度までの3年間にわたり教室不足が続くことになるわけでございます。私としては、さきの請願の趣旨と執行部が提案する増築工事を同一次元で考えるのではなく、増築工事は目前に迫った教室不足を解消し、子供たちの教育環境を維持するために実施しておき、十分な議論を重ねしかるべき段階で中学校新設を判断すべきものと考えているところでございます。

さきの教育民生常任委員会でも、補正予算第63号に対して反対された委員の発言の中で、「全く増築をしない」という形ではないと述べております。子供たちの教育環境を維持して、健やかな学習環境を提供するためにも、下根中学校の増築関連予算は必要不可欠であるとの立場から、補正予算の修正案に反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、決議案第2号、牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について、そしてまた議案第63号、平成26年牛久市一般会計補正予算（第3号）の修正案第1号について、賛成討論を行います。

初めに、議員提出議案第2号は、第4条の契約等に関する遵守事項の中で、市民に疑念を生じさせないために、「1親等」を「2親等」以内にし、公正、透明性を図るための改正で、賛成をいたします。1親等では親子関係のみに限られており、牛久市政治倫理条例第1条が踏襲されているとは言いがたいと考えます。

次に、修正案第1号について。今回執行部の提出議案には、教育費の中の中学校費で、下根中関連では実施設計のほか、バスケット・テニスコートの移設用の土地購入費などが加わっております。市の説明では、平成29年には教室不足が想定をされ、28年度中に計画をと、約7億円かけての増築の説明でした。しかも、増築を2回行う。さらに生徒数の推移を見て、5年後に分離・新設か判断するとの答弁をしておりました。増築か新設かと、執行部と議会が対立しているかのような新聞報道もありますが、ひたち野地域の住民は新設を望んでおり、一刻も早く新設に向けて対応すべきです。

ひたち野地域は、かつての牛久町の人口増の状況と似ております。区画整理区域事業の中の小学校、中学校の学校建設の計画により、ひたち野地域に住宅を求める人が増加、税収面での増加が期待をされている反面、教育施設不足にならないよう早急に判断すべきです。ひたち野うしく小学校は、開校2年目で教室不足に陥ったではありませんか。どの子にもひとしく教育環境、学習環境を保障することが市の責務と考えます。

また、歳出のコンピューターとその周辺機器を管理する事業内容について、マイナンバーに関連する事業内容が含まれております。歳入での国庫補助金では、社会保障・税番号システム整備費補助金の住基システム、税務システム、厚生労働省分システム改修があり、国の一括管理に道を開くもので、同意できません。農地台帳は農地法の改正により改修であります。今回はマイナンバーとは関連がないと言いましたが、農地台帳に記載された内容が公表されることは、将来的に使われる可能性が大きいと言わざるを得ません。

よって、中学校関連、マイナンバー関連を削除する修正案第1号に賛成をいたします。委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。5番諸橋太一郎君。

〔5番諸橋太一郎君登壇〕

○5番（諸橋太一郎君） 議員提出議案第3号、決議案第4号について反対の立場から討論を行います。

土地開発基金につきましては、これまで議会に対する勉強会を初め、ことし6月に発行された「牛久ニュース」の広報でも、土地開発基金による土地取得のメリットが説明され、効率的な事業推進においてその役割は大変重要であると認識しております。今回の土地開発基金条例の廃止は、それら土地取得のメリットを放棄し、事業推進を鈍化させ、不用な財政支出を増大させるものと言わざるを得ません。

特に、今回の提案理由にもありました「ほとんどの自治体が土地開発基金条例を廃止、または凍結状態にしている」という説明につきましても、確認をいたしますと県内市町村約8割が土地開発基金に残高を持ち、各自治体の状況に応じての運用を行っております。また、公共用地先行取得事業特別会計による土地取得は、補助事業として明確な事業計画のみの土地取得を対象としてきており、現状に合致するか、あるいは地権者の早期買い取りの要望に的確に 대응していくことができるかなど、甚だ疑問となるところであります。

また、市税の使途の透明性の確保につきましても、執行部においてはこれまで年1回の土地開発基金による取得状況の報告を庁議における決定後、あるいは土地取得後速やかに議会に報告するとして、改善がなされてきているところであります。「市政の透明性を欠き、癒着の温床になる制度との指摘もある」という何ら具体性のない理由による安易な条例の廃止は、これ

まで土地開発基金で先行取得し、補助事業採択による買い戻しを控えている土地の今後の事業化に与える影響ははかり知れないと考えます。土地開発基金がなくなることによって、補助事業として採択されない事態となった場合、市税等の一般財源を過大に投入せざるを得ない状況となり、今後のまちづくりに少なからずブレーキとなるこの基金条例の廃止は、市民にとっても大きな損失と言わざるを得ません。

よって、土地開発基金条例の廃止について反対をするものであります。

次に、決議案第4号に対する反対討論を行います。

本定例会の一般質問により、牛久市では今後5年間の学校施設の耐震化や改修工事に約54億円、その他の教育施設の老朽化対策などで約19億円の、合計約73億円が必要であると答弁をしております。このことからわかるように、厳しい財政状況の中、学校建設を初めとする各教育施設の維持・更新に莫大なお金が必要になっていることが理解できます。教育関係だけでこの金額ですから、道路や雨水対策、クリーンセンターの老朽化対策などを含めると、金額の大きさはとてつもない額になることは想像に難しくありません。

さきの一般質問では、「隣接地であるタキイ種苗跡地を購入すれば、土地代が安くなる」「プールは下根運動公園を使用しているから、執行部が示した新設費である50億円以上の金額から削減できる」といった意見があり、「三十数億円あれば新設できるのでは」といった質問もありました。しかし、52億円が三十数億円になったところで、中学校を新設するためには莫大な借金をして、計画されているさまざまな事業を先送りしなければならないことは明白であります。借金をして学校を新設すれば、当然のことながら利子を含む毎年の借金返済や、学校が新設されることによる学校管理費約5,000万円という経費が新たに必要となります。このことは、ぎりぎりの中で財政運営をしている牛久市にとって、行政サービスの低下を招きかねない重要な問題であります。

提案者を初め決議案の賛成者は、急ぐ必要のない学校建設をいたずらに急ぎ、その結果行政サービスの低下を招くおそれがあることをどのように考えているのでしょうか。また、老朽化の著しい牛久第一中学校の体育館の建てかえを初め、ひたち野地区以外の学校施設の耐震化の未実施による安全性の確保は、ひたち野地区に中学校を新設することよりも優先性が劣ると考えておられるのでしょうか。

学校施設の整備については、バランスのとれた実施を行うべきと考えるものであり、早急な学校建設を決議する当該決議案に対しては採決に反対するものであります。議員各位の御賛同を切にお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 静粛に。

次に、原案賛成の方の発言を許します。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書」の採択を求める請願に対する賛成討論を行います。

改正予防接種法の成立で、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防、3ワクチンが2013年4月から定期接種化されました。子宮頸がん予防ワクチンは、小学校6年生から高校1年生相当の女子を対象とする定期接種の副反応事例が発生したことから、厚労省は積極的な勧奨を控える方針を出しています。

請願事項では、副反応被害者の認定を速やかに行うこと、副反応被害者に対し速やかに救済できる態勢を構築することの2点について、賛成することはもちろんのことです。あわせて厚労省に対しては、副反応被害についてワクチンとの因果関係を早期に解明し、公表すべきであり、不安に応える正確な情報を積極的に提供すること、またワクチン接種に当たっては医師からの丁寧な説明と事後の対応を徹底すること、ワクチン接種による健康被害を受けた場合、国が責任を持って補償することなども強く関係機関に働きかけていくことが必要と考えます。

私は、当時子宮頸がんにより奥さんを亡くされた方から、「予防ワクチンで子宮頸がんを防ぐことができるなら、ぜひ質問してほしい」との声をもとに取り上げた経緯があります。しかし、その時点ではワクチンの副作用についての認識はありませんでした。このような事態が多々起きている中で、厚労省によるワクチンそのものに対するきちんとした対応が前提であることは言うまでもありません。

先日、請願者より請願に当たった訴えが、教育民生常任委員会で切々と語られました。副反応と戦っていらっしゃる請願者の姿に胸が詰まり、言葉も出ませんでした。このようなことが起きないように、続かないよう、請願の趣旨を踏まえ、請願に対する賛成討論といたします。

次に、請願第5号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願について。

安倍政権が、米直接支払交付金の半減と4年後の全廃措置を実施したことで、今米生産者は「来年の作付の見通しが立たない」と、悲痛な声を上げています。経営の見通しが立たず、既に離農が進んでおり、今何も手を打たなければ、大規模農家を含め雪崩を打つような離農をもたらし、食料自給率の一層の低下を招くと指摘されているところです。

農業は、国の基幹産業。先進国の中で、異常に低い自給率となっています。主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な仕事であり、政府の責任で需要の調整を行うのは当然のことです。ですから、緊急に過剰米処理を行うよう政府に求める請願に対し、賛成をいたします。

次に、請願第6号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請

願について。

産業建設常任委員会においては、農業者の痛みを伴っても改革は必要であるとの見解で、請願に反対する意見もありました。しかし、財界の要請のもとに、農業と農地を企業のもうけのために開放しようとするものであり、そのために農業委員の公選制の廃止、地域農業振興の権利機能を奪い、企業の農地取得に道を開くものとなります。

日本の農業、農民の食糧と地域の将来に重大な影響を及ぼす「農業改革」ではなく、日本農業を守り発展させるために、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願に賛成をいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。2番秋山 泉君。

〔2番秋山 泉君登壇〕

○2番（秋山 泉君） 決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議について、現段階で反対の立場から討論を行います。

反対の大きな理由は、まず既存の学校施設の耐震対策及び大規模改造が終了していないことであります。建築後50年が経過をし、老朽化のため建てかえが必要な牛久第一中学校の体育館を初め、東日本大震災の発生により基準変更になった小中学校各体育館の天井落下防止対策など子供たちの安全に直結する耐震工事や、下根中学校や南中学校では室内の木質化やトイレの改修が待たれており、今すぐにでも実施しなければならない事業を優先すべきと考えます。

また、決議案では小学校2校、中学校1校を計画決定とありますが、これはあくまでもUR都市機構の事業計画上の土地利用の計画であります。同機構が発行したひたち野中央市街化予想図では、確かに小学校2校、中学校1校が記載されています。しかし、欄外には「この図は平成17年5月現在のもので、将来変更される場合があります。また、本図は市街化予想図であり、法的拘束力を持つものではありません」と明記してあります。このことから、この予想図の小学校や中学校が関連する法律に基づき設置されることが約束されたものでないことは、明らかであります。

次に、早ければ2年後には教室不足となるということは、周知のとおりであります。が、現在中学校新設の青写真もできていない状態で、2年後に中学校開設ということは時間的に無理な話であります。また、同地区に隣接する試験農場跡を建設候補地と言われておりますが、この土地は4ヘクタールを超える農地であるため、たとえ学校を建設するとしても農地法に基づく農地転用の大臣許可が必要になり、その手続には1年程度の時間が必要となるばかりか、同地が傾斜地であるため造成工事や造成後の地盤の落ちつきを待つためにも、相当な時間を要することになります。

そして、「このような教育環境のもとでは、中学生のきめ細やかな教育は困難」とあります。

が、「このような教育環境のもと」とは、どのようなことを言うのでしょうか。人数が少なければそれでよいのか、疑問に思います。人数が多くても、少なくても、メリット・デメリットがあると考えます。今後人口の推移を見きわめつつ、山積するさまざまな課題の解消を優先する中で、中学校新設については議論を重ね、市内全体の学校施設整備のバランスを考えて結論を導くべきと考えます。

以上のことから、決議案第4号には反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。11番市川圭一君。

〔11番市川圭一君登壇〕

○11番（市川圭一君） 決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議について、決議案の中の3行の文言に対しての賛成討論を行います。

3行とは、案文の中の5段目から7段目の文言であります。「現在、中根小学校及びひたち野うしく小学校の児童数は急増し、下根中学校においては早ければ2年後に教室不足となり、ピークと予想される平成39年度には生徒数は1,300人を超え、茨城県最大規模になると見込まれている」とあります。まさに、これはそのとおりであると思います。

なお、6月定例会及び今定例会の中で、講師があたかも悪いような発言がありましたが、有能な講師が多く、逆につぶしのきかない教員もいることで、現場では配置等で大変困っている状況だと聞き及んでおります。また、「中学校増設・新設について、十分議論がなされているのか」「ほかにやることがあるのでは」「足元を見てほしい」等との市民からの意見もあります。

このようなことを踏まえながら、牛久市全体の教育環境の悪化を防ぐことを求め、討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。1番藤田尚美君。

〔1番藤田尚美君登壇〕

○1番（藤田尚美君） それでは、意見書案第6号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書案の反対討論を行います。

今回の閣議決定は、国民の命と平和な暮らしを守るため、自国防衛の場合に限って例外的に武力の行使を認めた憲法第9条の柱は、そのまま堅持されております。閣議決定は、第9条の枠内で自国を守るための自衛の措置の限界について解釈の見直しをしたにすぎません。日本の防衛に限ってのみ武力行使が許される専守防衛を堅持する以上、自衛隊の装備を攻撃的なものに変えることもしません。閣議決定にも明記されているように、他国に脅威を与えるような軍事大国にはならないとの我が国の防衛対策の基本は変わりません。なので、自衛隊を戦闘目的で海外派兵させることはできません。

また、外国防衛のために戦争することも、外国の戦争に巻き込まれることもありません。閣議決定の文書の冒頭に「専守防衛に徹し、また軍事大国にならず、非核三原則を守る」と明記されていることも明らかであります。自衛の措置の限界を定め、憲法の平和主義を堅持したと
考え、よって反対いたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議案について、賛成討論をいたします。

まず、その理由であります。私はこれまで一般質問において常磐線の西側に位置する東端穴地区、東大和田地区、猪子地区は、牛久市の発展及び牛久市の人口増加率を維持するため、ぜひとも住宅開発すべきであると繰り返し発言してまいりました。その考えは、現在も変わりません。その上で、私は中学校といわず、将来は生涯学習センターや多目的広場などもつくっていきべきと考えています。

そして、中学校を新設するとすれば、東大和田地区が最適と考えており、タキイ農場跡を主張している人とは考えを異にします。東大和田地区であればコストカットも十分できますし、道路の整備が進めば猪子地区から6号国道や常磐線を渡らずに、約5分で通学も可能になるからであります。

そのほか、決議案に書かれた後半部分の「校舎増築、学区変更、臨時教員増など、行き当たりばったりであった」との表現は、質疑のときに述べたとおり余りにも事実を知らないものであり、認めるものではありません。

また、速やかな中学校建設を求めるについても、増築というものを全く認めないということは実際上不可能であり、増築をも認めた上でできるだけ速やかにという考え方をとりたいと思います。

このように、数カ所について厳しいチェックをさせていただきながらも、決議案の表題を含む要旨については同意できますので、柳井哲也の賛成討論といたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 議員提出議案第3号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、反対の立場から討論を行います。

以下3点の理由で反対をいたします。

まず第1点目は、提案理由の中に「この制度は、市議会の承認を受けずに公共用地の取得が可能である」とありますが、5,000平方メートル以上、2,000万円以上の土地取得に

あつては議会の承認が必要であり、この表現は不正確であると指摘させていただきます。

また2点目は、提案理由の中に「ほとんどの自治体が昭和46年に設置された土地開発基金条例を廃止または凍結状態にしている」とありますが、私は県内44市町村を調査いたしました。その結果では、土地開発基金条例を運用している市町村は44市町村中36ありました。先ほど諸橋議員の反対討論の中にもございましたけれども、8割が運用している計算になります。この提案の中では、真逆の表現がなされており、理解に苦しむところであります。

3点目は、提案理由の中に「公共用地先行取得特別会計によって、土地を取得すべき」とありますが、この会計では地権者のさまざまな事情に速やかな対応ができず、用地取得の機会を逃すことが考えられます。事業の成否の8割は土地の取得にかかっていると聞いており、ここに多大なエネルギーを費やしている現場を考えますと、これまでのように土地開発基金を活用して事業をスムーズに進めることが賢明かと考えるところであります。

しかしながら、透明性ということも大変に大切なことであります。執行部との話し合いで、土地購入前に全員協議会で情報を提供してもらうなど、歩み寄りができないものかと提案させていただくところであります。

以上の理由から、議員提出議案第3号に対しては反対をいたします。議員各位の賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） まず、議員提出議案、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、賛成討論を行います。

この基金は御承知のとおり、経済成長期の1971年3月、当時の自治省通知に基づいて設置をされたものであります。その目的は、地価の高騰で公共用地の確保が困難になる中、一定規模以上の土地を除いて議会の議決を必要とせず、迅速な取得に役割を果たすためとしておりました。しかしながら、現在の土地の下落、経済成長の低迷など、それらの目的は達せられたのではないのでしょうか。

地方自治体の財政運営は、計画的に行われなければなりません。これまでの答弁では、公共用地取得事業特別会計の必要性は認めつつも、その目的は終わったとしております。しかしながら、現在の公共用地購入を見ますと、土地開発基金で用地を買収し、計画はその後についてくると言わざるを得ません。用地を購入するにしても、まずは計画を立て、議会の議決を経てしなければ、明朝会計とは言えないと思います。

さらに会計検査院では、「地方公共団体が実施する公共用地先行取得等事業は、将来公共用

に供する用地として利用する計画に基づいて用地を取得するなどのもので」と規定しております。計画もないのに、安いからと購入をするのでは、不動産業と同じと言わざるを得ません。地方自治体は、計画的に行財政運営がなされております。計画が後からついてくるような土地開発基金の必要性はないと考えます。さらに、全国的には土地開発基金が廃止されている自治体もふえております。近々では、今年度函館市でもこの土地開発基金が廃止をされました。

続きまして、集団的自衛権行使に反対をする意見書の賛成討論であります。

安倍政権は7月1日、国民多数の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定を強行しました。閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものであります。こうした憲法改定にも等しい大転換を、与党の密室協議を通じて一片の閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定をするものであります。

続きまして、消費税増税に反対をする意見書の賛成討論であります。

今、国民の所得は伸びず、社会保障の負担増がのしかかっています。物価や原材料費が高くなり、暮らしと営業を圧迫しています。このもとで消費税の8%の大増税によって、消費が冷え込み、景気が急速に悪化することは必至であります。

さらに、安倍内閣は圧倒的多数の国民の反対にもかかわらず来年10月から消費税を10%へ引き上げる増税路線に突き進もうとしております。消費税増税の口実は、全て崩壊しています。社会保障のためと言いながら、給付削減と負担増はめじろ押しです。財政再建のためと言いながら、大型公共事業や軍事費の規模を膨らませ、財政再建のめどは示されておりません。消費税を増税しなくても、所得や資産に応じて負担をする応能負担の原則に立った税制改革と賃上げを初め、国民の所得をふやす政策で税収をふやせば、社会保障拡充の財源は十分確保することができます。財政再建の道も切り開かれるというものであります。

続きまして、ひたち野地域に中学校の新設を求める決議案についてであります。

いろいろ、今討論の中が云々と言われておりますが、もう少し地方自治体の役割というものを、しっかりと私は見据えてほしいというふうに思います。

日本国憲法第92条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとあります。御承知のとおり、地方自治の本旨とは住民自治と団体自治であります。住民自治は、地方自治はその地域社会の住民の意思によって行われるべきという概念であります。これは、市役所や市長の意思によって行われるものではないと、はっきりとこの住民自治でわかるわけであります。

したがって、地方自治体の主人公は住民であります。住民の意見を聞いて、施策を練り、運営をしていく。これが地方自治の本旨であります。住民の意見も聞かずごり押しするのは、強

権政治と同じと言わざるを得ません。

さきの6月議会で、ひたち野地域に中学校の新設を求める請願書は賛成17で、圧倒的多数で採択されました。住民意見及び議会の総意からして、市は当然真摯に受けとめ、まずは地元説明会などを開いて積極的に意見交換をし、方針を決定すべきでありました。しかしながら、議会や住民を悪者にするようなチラシを配布し、混乱に陥れているとしか言いようがありません。

ひたち野地域に中学校の新設は、地域住民の切なる願いであります。それは、この地域を永住の地として選んだ一つには、新しい中学校の建設が予想図に明記をされていたからであります。しかしながら、市の再三にわたる「中学校の建設はしない」とのことで、多くの地域住民はだまされたとも思い、半ば諦めていたのが現状であります。予想図にあった中学校建設用地は分譲住宅として販売が始まり、その望みは消え去りました。ところが、ひたち野地域に隣接するタキイ種苗の跡地が、公共用として利用できるようになりました。7年後の購入は、UR用地、区画整理地内よりは大幅に安価に購入することができるはずであります。教育委員会、そしてまた行政経営課は、殊さらにお金のことを取り上げておりますが、教育にお金がかかるのは当たり前であります。未来を担う子供たちにお金をかけるのを、なぜこのような形で先送りにするのか、理解できないものであります。

牛久市は、子育て・教育日本一を掲げておりますが、それは学業も含め、施設整備の充実もあります。ひたち野地域に中学校の新設は、地域住民の切実な願いであります。6月議会で採択された請願趣旨にもあるように、学校には適正規模があり、下根中学校は三、四年後には適正規模をはるかに超える劣悪な教育環境に陥ることが、住民間で懸念をされています。小中学校は、健全な都市形成の骨格です。小中学校の新設をちゅうちょするまちに、人は集まりません。市は、子育て・教育日本一をうたい、高水準の学校教育が用意されていると種々の機会に広報されています。しかし、現状がそれを訴える状況にあるのかは疑問です。子育て・教育日本一を名実ともに実現するためにも、ひたち野地域へ速やかに中学校を建設し、「人が喜んで移り住む街・牛久」を住民とともにつくっていただきたいと思っております。6月の請願書の趣旨として、このように述べられております。市は、区画整理事業当初計画どおり、中学校建設を進めるべきであります。

先ほどの討論の中に、URが勝手に学校用地を決めたというようなことが述べられましたが、何を根拠に言っているのか理解できないものであります。ひたち野地域の区画整理事業の変更届は、平成21年国交省に出されております。そのときの軽微な変更の中には、「小学校用地2・中学校用地1」ということで国にも届けてあるわけであります。これをもって、なぜURが勝手にやったのか。区画整理に基づく国に対する意見書は、当該市町村の意見がなければ出

せるものではない。これは、区画整理法に決められてあります。それらを含め、当初計画どおり中学校建設を進めるべきと、重ねて訴えるものであります。

次に、庁議の公開についての決議案であります。

地方自治体の財政運営は、単年度会計が基本であります。しかしながら牛久市の補正予算は、当初予算で計上されていないものが多々あります。それらの議論は、庁議によって行われていると思われまます。その結果が、当初予算の充用・流用が余りにも多くなっていると言わざるを得ないわけでありまます。牛久市は情報共有日本一を掲げるならば、当然のことながら庁議も公開すべきであります。

以上の決議案に賛成するものであります。議員各位の御賛同を心から訴えまして、賛成討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 請願案第5号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願、それから請願第6号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願に対する反対討論をいたします。

私は、6人兄弟の4番目に生まれ育ちました。家は専業農家で、農業以外のことは全く知らずに育ちましたので、農家の大変さは誰よりも知っているつもりであります。その上で、請願第5号、6号に対する反対討論をいたします。

請願第5号及び6号は、これまでやってきた日本の農業政策をそのまま踏襲しようとするものであります。今安倍内閣は、農家を補助金で助ける政策が大失敗であったことを初めて認め、不転の決意で改革に取り組んでいるのではないのでしょうか。

今回の農業改革は、日本国における重要さの点で、私は憲法改正問題に匹敵する大改革であると。決して自衛隊のあり方などと比べて、下の位置にあるものであるなどとは思っておりません。極めて重要な改革であると位置づけて、理解しております。自民党政府が進めてきた日本のぬるま湯農政は、結果として農家をだめにしまい、日本国中に耕作放棄地があふれている状況は、皆様知っているとおりでございます。日本の農業は、破綻してしまっていると言って、言い過ぎではありません。戦後約70年の間、一度もできなかった農業改革、初めての改革をここでとめてしまったら、日本は農業のみならず国そのものの存続すら厳しくなってしまうことでしょう。

日本の農業を立て直すのに、これまでと同じやり方で何とかなると思っている人は、一人もいないでしょう。「河童大根」で頑張っている農家、お盆やお彼岸の時期に特に評判の高い牛久の菊づくり農家、おいしい「河童米」を直接消費者に販売し切ってしまう米農家など、持て

る能力を振り絞って健闘している農家があることを、皆様も知っているはずで、牛久市の農業、これはどこにも負けない作物を生産し、安全野菜の地産地消、さらに一層進めて日本農業のモデルとなるよう努力していくことと考えます。

本請願の5号・6号は、このような考え方に逆行するものであり、議員の皆様には反対されますようお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時25分といたします。

午後1時13分休憩

午後1時25分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第49号ないし議案第66号の18件、認定第1号の1件、議員提出議案第2号及び議員提出議案第3号の2件、意見書案第5号ないし意見書案第7号の3件、決議案第3号及び決議案第4号の2件、請願第5号ないし請願第7号の3件について、順次採決をいたします。

なお採決に当たりまして、13番田中道治君におかれましては、起立にかえて挙手をもって賛意を表明することを許可いたします。

まず、議案第49号、牛久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり

可決いたしました。

次に、議案第51号、牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、牛久市駐車場の設置及び管理に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、牛久市放置自転車防止に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、牛久市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、牛久市税条例等の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、牛久市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、牛久市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、牛久市放課後児童対策施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、牛久市こども発達支援センターのぞみ園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、牛久市保育園における保育に関する条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第3号）、まず、本案に対する鈴木かずみ君外2名から提出された修正案（第1号）について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、本案に対する黒木のぶ子君外2名から提出された修正案（第2号）について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正案（第2号）で議決した部分を除く原案について採決をいたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第63号は修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、工事請負契約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であ

ります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、稲敷地方広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び稲敷地方広域市町村圏事務組合同規約の変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成25年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議員提出議案第2号、牛久市政治倫理条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号、牛久市土地開発基金条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号は可決されました。

次に、意見書案第5号、教育予算の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第5号は可決されました。

次に、意見書案第6号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回と関連法の改定中止を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

次に、意見書案第7号、消費税の増税の中止を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、意見書案第7号は可決されました。

次に、決議案第3号、庁議の公開等に関する決議について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、決議案第3号は可決されました。

次に、決議案第4号、ひたち野地区の中学校新設を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、決議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号、政府による緊急の過剰米処理を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、請願第5号は不採択と決定いたしました。

次に、請願第6号、農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、請願第6号は委員長報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第7号、「子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書」の採択を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、請願第7号は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に、日程第30、議員提出議案第4号の1件を議題といたします。



議員提出議案第4号 牛久市役所パワーハラスメント防止条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 議員提出議案第4号、牛久市役所パワーハラスメント防止条例について、提案理由を読み上げまして提案とさせていただきます。

茨城労働局は2013年度の個別的労働紛争に関する相談内容で、いじめ・嫌がらせ（パワーハラスメント）が1,348件と過去最多だったことを公表しました。

さらに、厚労省によれば、パワハラなどによる精神障害の労災補償の支給決定件数も、2012年度に過去最高の475件に上っています。

牛久市役所においては、昨年4月に「牛久市職員のハラスメント防止に関する要綱」を施行し、それから1年以上が経過しました。

しかし驚いたことに、本年6月の市議会定例会で「平成25年度及び26年度現在まで、相談は寄せられていません」ということが明らかにされました。

つまり、パワハラ被害の相談はゼロというのです。しかし、市役所に入ると怒鳴り声が聞こえると市民から苦情の声が寄せられる状況の中で、相談が1件もないということ、どう考えても、パワハラがなくなったからだとは思えません。むしろ、市役所の職員が、相談できるような状況ではないと想定する必要があります。執行部も厚労省の資料を引用し、一般的に「被害者が相談を行わない傾向が見受けられます」との指摘をしています。

このことは、昨年施行の「要綱」が不十分であり、パワハラの新たな対策が求められている

ことを示しています。

市民に対する公共サービスの質を向上させるためには、市職員の労働環境とモチベーションを上げることが必要不可欠です。パワーハラが横行するような市役所に、質の高い公共サービスを期待することはできません。

パワーハラ問題は、官民を問わず、対処すべき人権問題となっています。「牛久市役所パワーハラメント防止条例」を制定することを提案いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第4号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議員提出議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、議員提出議案第4号、牛久市役所パワーハラメント防止条例について、賛成討論を行います。

牛久市のパワーハラメント防止に関しては、昨年4月セクシャルハラメントを含めハラメント防止に関する要綱を定めております。しかしながら、提案理由にもあったとおり、これまで相談はなかったといえます。

牛久市は、御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、心の病も含め休職者が、多少減ってきたとはいえ、まだ少なからずおられます。それにもかかわらず、パワーハラ被害の相談が行われないというのは、どこかに原因があるのでしょうか。

この条例案では、相談窓口に市役所職員以外の者で医師または臨床心理士を配置することを規定しております。職員が持てる力を100%発揮できる体制を構築し、人の尊厳を守るため、

条例化し、市のハラスメント根絶の姿勢を示すべきと考えます。よって、この条例に多くの議員の皆様に賛同いただきたく、お願いを申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

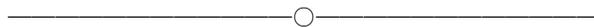
これより、議員提出議案第4号について採決いたします。

議員提出議案第4号、牛久市役所パワーハラスメント防止条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第31、決議案第5号の1件を議題といたします。



決議案第5号 事務局の人事に関する決議

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。21番石原幸雄君。

〔21番石原幸雄君登壇〕

○21番（石原幸雄君） 朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

議会事務局の人事に関する決議（案）。

昨年、議会として全会一致で確認した「議会事務局の体制強化についての申し入れ」を執行部に提出してから1年以上が経過しています。しかし、目立った変化はありません。

申し入れには、現在の議会事務局の職員数が全く足りず、支障を来していることが示され、議会事務局の職員数の増大、とりわけ、地方分権一括法の施行以降、議会の役割として、これまで以上のチェック機能の強化や住民の多様な行政ニーズに対応するための政策立案機能の強化など議会の活性化、及び開かれた議会運営が求められていることから、政策立案・法制等に精通している職員の増員を求めています。

ところで、地方自治法第138条第5項は「事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長

がこれを任免する。」と規定しています。

そこで、牛久市議会は執行部に対し、以下の要求を行うものです。

記

1. 政策立案・法制等に精通している職員を速やかに増員すること。
2. 議会事務局人事については、議長を通じて、事前に議会に諮ること。

以上、決議する。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、決議案の説明とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、決議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第5号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 議会事務局員増員の決議の問題ですが、議会改革特別委員会で検討し、議長を通じ執行部に提出をしたわけではありますが、これに対して一向に返答がありません。牛久市職員定数条例では、第2条職員の定数で議会の事務局の職員6人となっております。地方議会の活性化のためにも、議会事務局員の増強は当然のことと考えるものであります。

党派を超えた議員各位の御賛同を心より訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第5号について採決いたします。

決議案第5号、議会事務局の人事に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、決議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は14時10分といたします。

午後1時53分休憩

午後2時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、須藤京子君外1名から意見書案第8号の1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号の1件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第8号の1件を議題といたします。

○

意見書案第8号 子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書（案）。

予防接種法の改正により、平成25年4月からヒトパピローマウイルス感染症予防ワクチン（以下「子宮頸（けい）がん予防ワクチン」という。）が、小学校6年生から高等学校1年生相当の女子を対象として定期接種とされました。

予防接種法において、ヒトパピローマウイルス感染症については、予防接種を実施する市町村長は、対象者に対して接種を勧奨することとされています。また、対象者又は保護者には、

接種を受ける努力義務が課されています。

しかし、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応事例があることから、同年6月14日に、厚生労働省は国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的な勧奨を控えるという方針を発表しました。

現在、定期の予防接種によって引き起こされた副反応については、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、因果関係を審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。しかしながら、子宮頸がん予防ワクチン接種後の手足のしびれや体の痛みなどの副反応については、症状とワクチンとの因果関係の立証は極めて困難な状況にあります。

そこで、被害者救済を速やかに進めるため認定を急ぎ、安心して治療に専念できる医療体制の確立など、早急な対応が求められます。

よって、決して子供たちの将来への夢や希望を損なうことのないように、国民の健康と安全を守るために、国会及び政府におかれては、下記の事項について速やかに実現されるよう強く要望する。

記

1. 副反応被害者の認定を速やかに行うこと。
2. 副反応被害者に対し、速やかに救済できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第8号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、意見書案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第8号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第8号について採決いたします。

意見書案第8号、子宮頸がん予防ワクチンの副反応被害者に対する早期認定と救済を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第32、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成26年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後2時17分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 須 藤 京 子

署名議員 黒 木 のぶ子